むらからまちから館における特産品の取扱要領

平成１４年　５月
全国商工会連合会
（下線付き部分改訂）

「むらからまちから館」（以下「館」という。）における特産品の展示販売等の取扱いは、以下の要領により実施する。

１．特産品等の選定基準

（１）出展事業者

「館」に特産品等を出展することができる者は、原則として商工会地区内の事業（商工会、組合、第３セクター等を含む。）（以下「事業者等」という。）とする。

（２）特産品等の選定基準

「館」に出展することができる特産品は、次の①～③の要件のいずれかを満たし、かつ、④～⑪の要件の全てを満たす特産品等とする。

① むらおこし事業で開発された特産品等であること。
② 商工会の指導助言のもとに開発された特産品等であること。
③ 商工会地域の資源・技術を活用した特産品等であること。

④ 出展する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売する特産品等であること。
⑤ 出展期間に継続して供給することができる特産品等であること。
⑥ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない特産品等であること。
⑦ 各種法令、条例等に違反しない特産品等であること。
⑧ 特許、実用新案等で係争中でない特産品等、あるいは係争の恐れがない特産品等であること。
⑨ 危険、汚損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない特産品等であること。
⑩ 公序良俗に反しない特産品等であること。
⑪ ナショナルブランド（全国的規模で使われているメーカーがつけた商標）でないもの。

２．出展の申請及び許可

（１）出展の申請

「館」に出展を希望する事業者等は、別紙様式により、都道府県商工会連合会（以下「県連」という。）を経由して、全国商工会連合会（以下「全国連」という。）に申請するものとする。

（２）出展の許可

全国連は、事業者等から出展の申請があった場合は、前記１．の「特産品等の選定基準」に基づいて審査し、出展の可否を決定する。

３．検査義務

出展を許可された事業者等は、全国連が別に定めるところにより、特産品等の衛生検査及び表示検査を受けなければならない。

４．「館」の各ゾーンにおける特産品等の取扱い及び出展料等

（１）「館」の各ゾーンにおける特産品等の取扱い

①　４７都道府県ゾーン

全国４７都道府県の特産品を、原則３か月間展示・販売する。

また、初登場商品の販路を創出する目的で、商品に対するモニター機能、商品開発アドバイザー機能を３か月後に提供する。

②　お奨め品ゾーン

「館」の独自の品揃えでお奨め品を提供する。

県内や地域の限定品、売れ筋の商品など、目玉となる代表的なものを展示・販売する。

③　全国地酒ゾーン

東京では手に入りにくい全国の地酒をテーマに北から南へお奨めの酒、米を展示・販売する。

④　催事コーナー

「館」全体のイベント実施のほか、出展業者の催事スペースとして提供する。

扱う商品により実演催事、販売催事、持ち帰り催事の各コーナーに分かれる。

実演催事コーナーには厨房や試食・試飲カウンター等を設ける。

（２）　出展料及び運営経費

	出展料	運営経費
４７都道府県ゾーン	10,000円/月	売上高×５％
お奨め品ゾーン	事業者との交渉による	
全国地酒ゾーン	事業者との交渉による	
米穀コーナー	事業者との交渉による	
実演催事コーナー	10,000円/週	売上高×５％
販売催事コーナー	20,000円/週	売上高×５％
持ち帰り催事コーナー	10,000円/週	売上高×５％

▼…４７都道府県ゾーンについて

①　１県連当たり毎月２事業者以上の出展とする。

② 原則３か月出展とする。商品数は１事業者３品目（アイテム）までとする。
（注）品名が同一でも定価が異なると品目を別とする。
③ 出展スペースは、１事業者当たり間口４５㎝×奥行４５㎝(１パレット)とする。

▼…実演、販売、持ち帰り催事コーナーについて
① 原則として１週間単位の出展として、事業者の直接販売とする。
② 実演催事コーナーは厨房を使用しての実演販売を可能とする。
③ 販売催事コーナーは原則として平台（１５０㎝×７５㎝）１台、ワゴン(９０㎝×７５㎝)１台まで使用できるが、他の出展商品数が多いと使用できない場合があるので要相談のこと。
④ 持ち帰り催事コーナーでは弁当などの販売を行い、通常②実演催事コーナーとセットで利用とする。

（３）各ゾーンにおける出展期間
特産品等の出展期間は、４７都道府県ゾーンは原則として１か月（当月の１日から末日まで）単位の３か月間とし、お奨め、酒、米ゾーンは、特に３か月の期間を設けない。
ただし、１事業者当たり１年度内１２か月を限度とする。

（４）売上金の送金
① 出展期間中の特産品等の売上金は、事業者等の指定する金融機関に送金するものとする。この場合、（２）に規定する出展料及び運営経費を売上金から差し引くことができる。
② 送金時期は、売り上げた当月末締めの翌月末払いとする。

（５）試食、試飲用特産品の提供
食品を出展する事業者等は、来館者に試食、試飲をしてもらうためにも、試食品を１割程度提供することとする。

（６）販売価格
特産品等の販売価格は、地元販売価格での上代設定を原則とする。
高額な商品（３０００円以上）は、ほとんど売れないので留意すること。

（７）値下げ、在庫の処理
賞味期限の短いものは、賞味残日に応じ特産品の値下げ販売、また賞味期限切れの特産品は原則廃棄処理することとする。
また、消費者の不信を買うような短期間での価格変更は極力さけることとする。

（８）特産品の表示等
昨今、商品に係る表示や内容量について、非常に厳格な対応が必要とされている。「曖昧な表示」、「誇大な表示」、「薬事法に抵触する表示」、「原産国表示」、「製造年月日」、「賞味期限」、「消費期限」、さらには平成１４年４月から施行された「アレルギ

ー起因物質表示」について、厳に留意すること。

５．特産品等の搬送費

原則出展事業者負担とする。

６．事業者等の費用負担義務

次に掲げる費用は、事業者等が負担するものとする。

① 「館」にあらかじめ備え付けてあるものとは異なる設備及び装飾等を事業者等の意思により使用する場合はその使用に係る費用
② 販売、イベント等のために事業者等が派遣する要員に関する費用
③ 事業者等の責に起因する事由により、施設、什器備品、出展特産品等に損害を与えた場合は、当該損害額に相当する費用
④ その他全国連が事業者等が負担することが妥当であると認める費用

７．出展の取消

全国連は、事業者等が次に掲げる事由に該当するときは、出展を取り消すことができる。

① 出展料の納入を怠ったとき。
② 前記６．に定める負担義務に違反したとき。
③ 事業者等及び特産品等が本要領に違反したとき。

８．損害賠償

事業者等は、前記７．に掲げる事由により出展の取消しを受けたときは、遅滞なく特産品等を撤収しなければならない。この場合、事業者等は出展料の払戻し及び損害賠償その他の請求をすることができない。

９．その他

本要領に定めのないもので、「館」の出展等に関し必要な事項は、全国連会長が別に定めるところによる。

（別紙様式）

別紙１：「むらからまちから館」４７都道府県ゾーン出展申込書
別紙２：「むらからまちから館」催事コーナーへの出展品及び情報推薦リスト

（注）：全国地酒ゾーン（米含む）への展示販売等の取扱いは、別に定める「むらからまちから館における酒類及び米穀類の取扱要領」による。

「むらからまちから館」における酒類及び米穀類の取扱要領

平　成　１４　年　５月
全 国 商 工 連 協 力 会

「むらからまちから館」（以下「館」という。）における酒類及び米穀類の展示・販売は、「全国商工連協力会」（以下「協力会」という。）が以下の要領に基づき実施する。

１．取扱基準

（１）事業者

「館」で酒類及び米穀類を取扱うことができる者は、原則として商工会地区内の卸免許を有する事業者（商工会、組合、第３セクター等を含む。）（以下「事業者等」という。）とする。

（２）酒類及び米穀類の範囲

①「館」で販売できる酒類は、商工会の会員が製造した１㍑未満の容器入りの酒類であって、次の酒類であること。

ア、清酒　　イ、焼酎　　ウ、果実酒類　　エ、ウイスキー類
オ、リキュール類　　カ、雑酒

（注）合成清酒、みりん、ビール、スピリッツ類（ラム酒含む）及び粉末酒は取扱不可

②「館」で販売できる米穀類は、事業者等が販売している次の米穀類であること。

ア、精白米　　イ、玄米　　ウ、胚芽米　　エ、アルファ化米
オ、その他の米穀類

※商品は「穀類」に限る。
主食としての真空パックの赤飯やピラフ、炊き込みご飯をはじめ、煎餅、餅等については他のゾーンへの出展となる。

２．推薦及び決定

「館」に出展取扱いを希望する事業者等は、主として、都道府県商工会連合会（以下「県連」という。）の推薦を受け、協力会において検討のうえ、直接、事業者と出展条件交渉を行い、決定する。

３．取引条件

（１） 酒類及び米穀類の仕入価格については、別途、協力会が事業者等と調整を行う。

（２） 仕入代金の支払いは、仕入れた当月締めの翌月末払いとし、事業者等の指定する口座に送金するものとする。

（３） 売れゆきが悪く賞味期間が残っている酒類及び米穀類は、原則として返品するものとする。 返品した代金については、返品した当月末締めの翌月末払いとし、事業者等は本会の指定する口座に送金するものとする。

（４） 事業者等は、来館者に試飲又は試食をさせるため、協力会と協議のうえ試供品を提供することとする。

４．搬送費

原則出展事業者負担とする。

５．出展に当たっての注意

別紙（１）の注意事項を尊守すること。

６．その他

（別紙様式）

別紙３「むらからまちから館」全国地酒ゾーンへの出展品推薦リスト（米を含む）

別紙（１）

「むらからまちから館」における酒類及び米穀類出展に当たっての注意事項

平 成 １ ３ 年 １ １ 月
全 国 商 工 連 協 力 会

出展に当たっては、以下の各事項を遵守して下さい。

１．出展に際しては、品質を維持し、所定の日時・場所に納品を行い、納期を遵守して下さい。

２．納品する商品の品質については、事前に商品検査及び検品確認を行うなど、常に格別の注意を払うと共に、商品・商品名等が著作権、意匠権その他第三者の権利を侵害しないものであることに特に注意して下さい。
そのうえで特に中身と商品種類名が違わないか、内容量、製造年月日、生産地等の表示に間違いがないか注意してください。また、異物混入等消費者に甚大な被害を与えた場合法律（ＰＬ法等）上責任が発生する場合があります。十分注意してください。

３．出展事業者の所在地と商品表示が違う物の出展はできません。

４．不良品については、ただちに引き取り又は交換することとし、万が一これがもとで、損害が発生した場合には、責任をもって処理していただきます。また、商品の不良により送料等の費用が発生した場合は、出展者に負担していただきます。

５．商品に直ちに発見することができない瑕疵があったために、買主から商品の返品・返金等の処理を求められた場合は、協議のうえ誠意をもってこれを処理するようお願いします。

６．商品代金その他の債権を、文書による承諾なくして第三者に譲渡し、又は担保に供することは厳禁と致します。

７．取引に当たって設定された口座を、第三者に貸与することは一切ないようにお願いします。

８．出展者が住所、商号等を変更した場合、又は、他社との合併、営業目的の変更、監督官庁からの営業停止若しくは営業免許の取り消しを受け、又は差し押さえ処分を受け若しくは会社整理など、「むらからまちから館」との取引を継続できない場合は「むらからまちから館」から通知勧告をせず、取引契約を解除し、商品の返品などの処置をとるものとします。

９．その他上記以外で出展者が故意又は過失により、「むらからまちから館」又は消費者に損害を与えたときは、出展者の責任と負担でこれを処理し、「むらからまちから館」に迷惑をかけないようお願いします。

別添３

「むらからまちから館」の催事コーナーの利用促進について

平成１３年１１月
全国商工会連合会

むらからまちから館では、催事コーナーでの特産品の直接販売若しくは、紹介を以下により行う。

１．コーナーについて

催事コーナーは、扱い商品、販売形態により以下の３種類に区分する。それぞれのコーナーは、同時に申し込み利用することができる。その場合、各コーナーの出展料を加算する。

（１）　実演催事コーナーは、厨房を利用して食品、飲料品の実演販売を行う。
通常、持ち帰り催事コーナーとセットで利用するものとする。

①既存設備及び機能

（厨房）

・５尺コールドテーブル　１本
・２槽シンク　１台（電気湯沸かし器付き）
・電子レンジ　１台
・電熱器（２KW）　２台
・デジタルはかり　１台
・ジューサーミキサー　１台

（カウンター）

・椅子（ハイチェアー）　５席

（看板）

・スチレン製　１枚

上記以外の什器は要相談。

②その他

持ち込み什器は、取扱説明書、パンフレット等で、電気容量、コンセント形状等を知らせること。
熱源は電気のみ。（ガス不可）
多量に油を使うことは不可。
商品表示に注意。

（２）販売催事コーナーは、特産品の販売を行う。

①基本什器

販売催事コーナーでは以下の基本什器を備える。
・５尺平台（幅１５０㎝×奥行７５㎝×高さ７５㎝）１本
・ワゴン　（幅　９０㎝×奥行７５㎝×高さ７５㎝）１台
実演催事カウンター前と正面入口脇の２拠点を使用できる。
販売の伴わない販促催事の場所は別途相談する。

②その他

・持ち込み什器は要相談（特に電気容量を大量に消費するもの）
・場合により冷蔵庫、冷凍庫など販売什器の実費が必要となる。
・他の出展商品が多数ある場合、館の運営する自主催事（ギフト等）のある場合は、催事コーナーを利用できないことがある。

（３）持ち帰り催事コーナーは、弁当等持ち帰り商品を販売する。
・弁当は原則として個数限定販売とする。
・ワゴン（幅９０㎝×奥行７５㎝×高さ７５㎝）１台にて対応する。
・製造責任の所在を明確にすること。

２．各コーナーにおけるオペレーションについて
（１）出展期間
原則として１週間単位（水～翌火曜日）とする。
（２）販売形態
事業者の直接販売とする。
（３）金銭処理
貯め銭処理とし、閉店後一括入金とする。
（４）什器・販売備品について
基本什器以外は全て事業者負担とする。
（５）販売員について
・販売員、職人等は事業者側で準備すること。
・はっぴ、エプロン等の制服を準備すること。（背広やネクタイ姿不可）
・販売に当たっては当館のバッチ活用のこと。
（６）出展料と販売経費について

	出展料	販売経費
実演催事コーナー	１０，０００円／週	売上高×５％
販売催事コーナー	２０，０００円／週	売上高×５％
持ち帰り催事コーナー	１０，０００円／週	売上高×５％

・出展料の経費は、１週間単位とする。（１日でも同額）。
・販売を伴わない観光 PR 等での利用については、施設利用代金として、１万円を事業者負担とする（１日でも同額）。
・売上金の送金は、原則として出展期間の終了した月の翌月の末日とする。この場合出展料等と相殺することができる。

３．販売促進について
（１）前記の各催事コーナーは、「むらからまちから館」の賑わいの創出と来館促進を図るものとして、情報ゾーンとも連携して、次により出展の促進を行う。
（例示）
① 県連又は商工会等が、地域を挙げて多数の特産品の展示・販売を行うとともに観光キャンペーンをセットで行う催事

② 特産品の無料配布と観光イベントの実演
〔水の配布と○○太鼓実演
りんごの配布と写真展（花、チラシ、優待券の配布）〕

③ お酒と徳利などの陶器店

④ ひのきの木工品展、○○染物展、皮革加工展などのむらおこし事業展

⑤ ○○町健康食品フェアー

⑥ たけのこの販売と竹林の径（散歩道）のＰＲ

（２）厨房による製造実演販売
　　実演販売は、極めて有効な販売促進の手段であるので、積極的な出展促進を行う。

（例示）
①　柿の葉すし、ますすし、ばらすし等

②　炉ばたのおやき、おはぎとずんだ餅等

③　お茶と和菓子等

４．広報について
（１）　ファン倶楽部(12,000 人在)に対し、有効なダイレクトメールを行う。

（２）　「むらからまちから館」内に事前の告知を行う。

（参考）

５．催事レイアウト

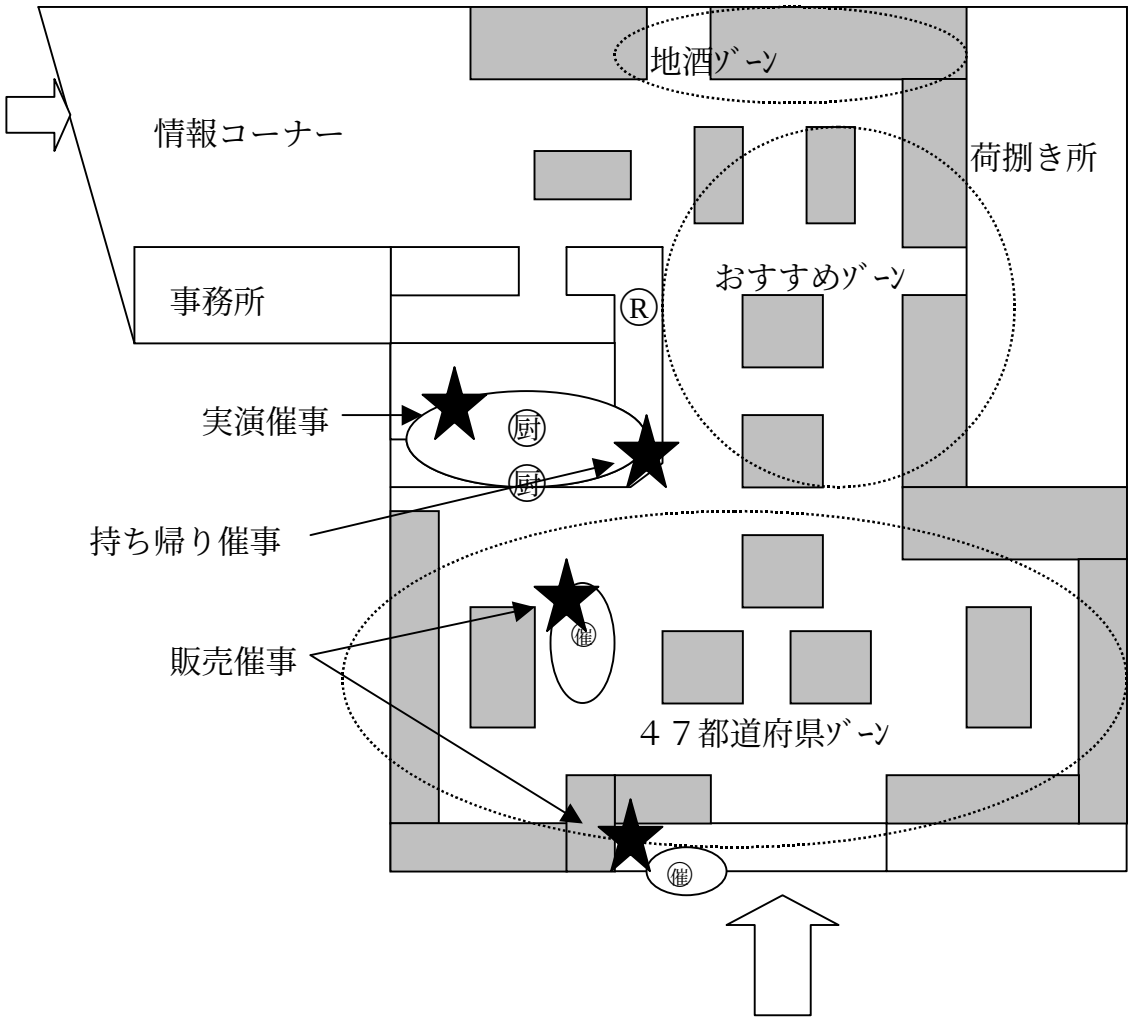
地酒ゾーン
情報コーナー
荷捌き所
おすすめゾーン
事務所
R
実演催事
厨
厨
持ち帰り催事
販売催事
催
４７都道府県ゾーン
催

「むらからまちから館」47都道府県ゾーン商品出展申込書　　別紙　1

◎太黒枠内は事業者記入、点線部分は県連記入

県名		商工会		出展期間（〇で囲む）	① 6月で終了…　県、商工会、事業者名のみ記入 ② 6月から継続・　7月～ 9月　3 カ月間　同上 ③ 新規……・・　7月～ 9月　3 カ月間	・食 品 ・非食品	事業者コード	
コード		コード		出展料請求先	（〇で囲む）　県連 ・ 商工会 ・ 事業者			

フリガナ		TEL		担当者名	住所　フリガナ 〒
事業者名		FAX			
銀行名		（ 普通 ・ 当座 ）		口座名義名	フリガナ
支店名		口座番号			

商品名	モニター制度利用選択（初出展で、3カ月継続出展事業者に限る）	商品分類	管理方法	容量	定　価	納品日よりの賞味期間	賞味期限後の対応	最低発送個数	1ケースの入り数	出展期間終了後の対応
	・利用する ・利用しない		冷蔵				試食・処分・返送			処分・返送
			常温				試食・処分・返送			処分・返送
			冷凍				試食・処分・返送			処分・返送
商品説明・コメント（原材料の原産国は必ずご記入ください）										
	・利用する ・利用しない		冷蔵				試食・処分・返送			処分・返送
			常温				試食・処分・返送			処分・返送
			冷凍				試食・処分・返送			処分・返送
商品説明・コメント（原材料の原産国は必ずご記入ください）										
	・利用する ・利用しない		冷蔵				試食・処分・返送			処分・返送
			常温				試食・処分・返送			処分・返送
			冷凍				試食・処分・返送			処分・返送
商品説明・コメント（原材料の原産国は必ずご記入ください）										

【館担当者記入欄】売上状況	月平均売上	コ　メ　ン　ト

（注－1）商品分類…・1. 農産食品　2. 水産食品　3. 畜産食品　4. 調味料　5. パン・菓子　7. 飲料　8. 麺類　9. 繊維製品　10. 木工芸品　11.家具　12.陶磁器
13. その他　14. 健康器具健康・自然食品　＊　出展料は、月10，000円です。＊　搬送費は、事業者のご負担となりますので、元払いでの搬送をお願いします。

（注－2）試食は納品数量の約1割程度をお願いします

（注－3）商品説明コメントは、消費者等に対する説明のため,必ずご記入ください

別紙2

「むらからまちから館」催事コーナーへの出展品及び情報推薦リスト

（事業者自らによる製造・販売が原則です）

県連名	商工会連合会（担当　　）

（1）出展品推薦リスト

商工会名	商品名（品目番号）	申し込みコーナー区分番号	希望月日	推薦理由	事業者名	事業者連絡先
	（　　）					電話 FAX E-mail
	（　　）					電話 FAX E-mail

（注）品目番号（1農産食品、2水産食品、3畜産食品、4調味料、5パン・菓子、7飲料、8麺類、9繊維製品、10 木工芸品、11 家具　12 陶磁器、13 その他
14.健康器具　健康・自然食品）
コーナー区分番号（1実演催事コーナー　2販売催事コーナー　3持ち帰り催事コーナー　又は1．2．3各組み合わせ）

（2）情報提供リスト

商工会名	事業者（主催者）	内容	期間	連絡先電話番号
	（　　）			電話 FAX E-mail
	（　　）			電話 FAX E-mail

（注）出展品・情報ともに、全国連にて検討のうえ、出展を依頼する事業者には直接担当者から連絡をしますので、ご承知おき下さい。

別紙３

「むらからまちから館」全国地酒ゾーンへの出展品推薦リスト（米を含む）

県連名	商工会連合会（担当　　）

商工会名	商品名（酒別）	推薦理由	事業者名	事業者連絡先
	（　　）			電話 FAX E-mail
	（　　）			電話 FAX E-mail
	（　　）			電話 FAX E-mail
	（　　）			電話 FAX E-mail
	（　　）			電話 FAX E-mail
	（　　）			電話 FAX E-mail
	（　　）			電話 FAX E-mail

（注１）酒の場合は酒別をご記入下さい。（　清酒、焼酎、果実酒類、ウイスキー類、リキュール類、雑酒　）
（注2）出展を依頼する事業者には、当会にて検討のうえ、直接担当者からご連絡します。その間、日数がかかる場合がありますので、ご承知おき下さい。
（注３）現在、出展中の事業者については、推薦不要です。

「むらからまちから館」催事出展申込書

◎太黒枠内は事業者記入、点線部分は商工会又は県連記入

県名		商工会		出展期間		食品	事業者コード	
コード		コード		出展料等	売上金送付の際相殺	非食品		

フリガナ		TEL		担当者名	住所 フリガナ
事業者名		FAX			〒
銀行名		（ 普通 ・ 当座 ）		口座名義名	フリガナ
支店名		口座番号			

商品名	商品分類	内容	管理方法	希望催事	出展料	販売経費
			常温	実演（厨房使用） 持ち帰り	20，000円／週	売上高×5%
			冷蔵※	販売	20，000円／週	売上高×5%
			冷凍※	PRのみ	10，000円	

商品説明・コメント・希望什器・販促ツール等

【館担当者記入欄】	平均売上	コ メ ン ト

（注） 商品分類…1．農産食品 2．水産食品 3．畜産食品 4．調味料 5．パン・菓子 6．飲料 7．麺類 8．繊維製品 9．木工芸品 10.家具 11.陶磁器
12．健康器具 13.その他

※場合により、冷蔵庫、冷凍庫など販売什器の経費が必要となります。